「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」の設置について

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」抜粋

第五章 三重県食の安全・安心確保のための検討会議 (設置及び所掌事務)

- 第二十八条 食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、 三重県食の安全・安心確保のための検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。
 - 2 検討会議は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 基本方針に関する事項
 - 二 食の安全・安心の確保に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
 - 3 検討会議は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第二十九条 検討会議は、委員十人以内で組織する。
 - 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 消費者
 - 二 食品関連事業者
 - 三 学識経験を有する者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、二年とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則」抜粋

(三重県食の安全・安心確保のための検討会議)

- 第十条 条例第二十八条第一項に規定する三重県食の安全・安心確保のための検討会議(以下 「検討会議」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 検討会議において、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く ことができる。

(検討会議の運営)

- 第十一条検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - 2 前項の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 第一項の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
 - 4 検討会議の庶務は、農林水産部において処理する。
 - 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に 諮って定める。